

*景観計画区域においては、景観法に基づく景観計画に定められた屋外広告物の表示等に関する制限が神戸市屋外広告物条例に基づく許可基準になりますので、事前に都市局まち再生推進課にご相談ください。

(2-3-5 岡本駅南都市景観形成地域)

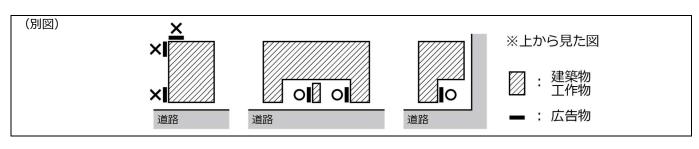
- *屋外広告物の許可申請にあたっては、このチェックリストに必要事項を記入の上、申請書に添付してください。
- *チェック欄には、適合する場合「○」、不適合の場合「×」、該当しない場合「-」を記入してください。

記	所属·氏名			
入	連絡先	TEL	E-Mail	
者	※内容の確	認等、	お問い合わせをさせていただく場合があります。	

◆2-3-5 岡本駅南都市景観形成地域 の基準

欄

			チェック	計画内容				
す	基本事項	○面する道路の	特性に応じ、					
ベ		のとする。						
ての			つ電動などで動きがあるものや形状が変化するものは掲出しな					
広		い。ただし、自然の風などで揺れるものやケース内で動くもの						
告物	配置· 付置	〇店舗・事業所に関するものは、店舗・事業所の部分以外には掲 出しない。						
172			い壁面には排	曷出しな	い。ただし、別国	図に該当する		
			○道路に面しない壁面には掲出しない。ただし、別図に該当する 場合、店舗入口に掲出する場合、その他これらに類する場合を					
		除く。						
	種別	○自家用広告物のみとする。						
	規模・	○1店舗・事業所あたりの掲出数は、(当該店舗・事業所の入口						
	掲出数	の数+3)個以下とする。ただし、テント等を利用するものを						
		除く。また、当該店舗・事業所の間口が20m以上の場合、広告						
		物の間を20m以上空けるごとに1個追加することができる。 〇建物名は、1道路につき1個以下とする。						
	文字の	〇次表の(1)又は(2)の基準を満たすものとする。ただし、JIS規						
	大きさ	格で定めるJISZ8210案内用図記号で規定される意匠の文字表						
		記はこの限り	でない。					
					山手幹線沿い	その他		
		(1)	建物名	1階	0.4m	0.25m		
		1文字	又は	以下	四方以内	四方以内		
		あたりの 大きさ	店舗・ 事業所名	2階以上	0.8m 四方以内	0.5m 四方以内		
		1,766	子の他の内		<u>四万以内</u> 0.1m四方	_,,,,,,,		
		(2)広告物の面積に対する広告 100分の15以下 物の文字部分の面積の割合						
	映像装置							



		景観形成基準	チェック 計画内容
地	高さ、	〇地上からの高さ、横の長さ、表示面積は次表のとおりとする。	
上広	長さ、 表示面積	山手幹線 J R線	
告		地上からの高さ 2 m以下 1.5m以下	
物		横の長さ 1 m以下	
		表示 1 面あたり 1 ㎡以下	
		1個あたり 2 ml以下	
	掲出数	○1店舗・事業所あたりの掲出数は原則として1個以下とする。	
		ただし、集合看板における掲出は除く。	
屋上	広告物	○掲出しない。	
壁面広告	表示面積	○1店舗・事業所(集合看板については、1建物)あたりの表示 面積の合計は、1道路につき、それぞれ次表のとおりとする。 ただし、半地下に掲出する場合など視認性が低い場合はこの限 りでない。	
物		山手幹線 JR線路 その他 沿い 沿い	
		前面道路か 2.5m 1.5m以下	
		での高さ 以上	
	配置・	O取り付ける壁面、ベランダ等からはみ出さない。	
	位置	│ ○テント、庇等を利用し掲出する場合は、前面に掲出し、傾斜部 │ 分には掲出しない。	
	窓面の	〇窓面に掲出する場合は、1の窓面の面積に対する当該窓面に係	
	表示率	る広告物の面積の割合を、1 階以下は10分の1以下、2 階以上は10分の2以下とする。	
突	長さ、幅、	〇長さ、突出幅、表示面積は次表のとおりとする。	
出	表示面積	山手幹線 JR線路 その他	
広告			
物		(注1) 2階以上 3 m以下 2.5m以下 2 m以下	
1,5		突出幅 1階以下 0.65m以下	
		(注2) 2階以上 0.95m以下 0.75m以下	
		表 1 面 1 階以下 0.3 ㎡以下	
		示 あたり 2階以上 2㎡以下 1㎡以下	
		面 1個 1階以下 0.6㎡以下	
		積 あたり の合計 2階以上 4 ㎡以下 2 ㎡以下	
		(注1)水平方向に突出している場合は縦の長さを、垂直方向に	
		突出している場合は横の長さをいう。	
		(注 2)建築物の柱面又は壁面から広告物の突き出した先までの 距離をいう。	
	配置・	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
	位置	O広告物の存する敷地内における地盤面から下端までの高さは 2m以上とする。	
1	 掲出数	2111以上とする。 ○1店舗・事業所あたりの掲出数は、原則として、1道路につき	
		1個以下とする。	
	その他		
立看	 f板		
		縦の長さ(広告物に脚が付いている場 1.2m以下	
		合にあっては、脚の長さを含む)	
		横の長さ 0.6m以下	
		表示面積 1面あたり 0.6m以下 1.2mm 1.2m	
1		1.2㎡以下 1.2㎡以下	

	景観形成基準	チェック	計画内容
集合看板	○集合看板とは、広告物の種別に関わらず、当該建物の店舗・事		
	業所を一覧できるもので、デザイン、形状が統一されたものを		
	いい、掲出数を除き、種別ごとの基準が適用されるものとする。		
	〇集合看板は、1道路につき1個以下とする。ただし、当該店舗・		
	事業所の間口が20m以上の場合、集合看板の距離を20m空け		
	るごとに1個追加することができる。		

			夜間景観形成基準	チェック	計画内容
す	照	輝度・	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。		
ベ	明	グレア	〇照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。		
て			〇内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字の		
の			みの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限り		
広			でない。		
告		変化	〇光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは使用し		
物			ない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限り		
			でない。		

◆2-1 景観計画区域全域 の基準

- ${\it **}$ 1 個あたりの表示部分の面積が 7 ㎡を超えるもので、かつ、1 敷地あたりの表示部分の面積の合計が20㎡を超えるもの又は高さが 4 mを超えるものに適用されます。
- ※岡本駅南都市景観形成地域の基準と重複する基準は省略しています。

		景観形成基準	チェック	計画内容
すべての	基本	○形状や色彩等の意匠に配慮し、秩序ある景観形成を図る。		
広告物	事項	〇できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。		